

旅館業のてびき



荒川区保健所生活衛生課

目 次

旅館業法の目的

- ・ 旅館業とは
- ・ 旅館業種別

I. 申請・届出の手続き

- 1 開業までの手続き(新規申請) 2
- 2 その他の許可等申請 8
- 3 その他の手続き 9

II. 関連機関 問い合わせ先 10

III. 構造設備基準

- (1) 旅館・ホテル営業 11
- (2) 簡易宿所営業 14

IV. 衛生管理基準 18

V. 宿泊者名簿 21

荒川区旅館業の許可に関する指導要綱 22

荒川区旅館業の許可に関する指導基準 24

各種様式 25

旅館業法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保する事等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与する事を目的とする。(旅館業法第1条)

旅館業とは

「旅館業」とは、宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる営業で、反復継続の意思を持ち、かつその行為が社会性を有して行われれば、全て法が適用されます。

下表の4項目の全てに該当する場合は、旅館業法の許可が必要となります。

- 1 宿泊料を受けていること。
※ 宿泊料という名目で受けている場合はもちろんの事、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の維持費等の名目も事実上の宿泊料と考えられるので該当します。
- 2 寝具を使用して施設を利用すること
※ 寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。
※ 時間単位で利用する施設でも、寝具を使用する限りは該当します。
- 3 施設の管理・経営形態を総体的に見て、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること
※ 宿泊者が簡易な清掃を行っていても、施設維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠となっている場合は、維持管理責任が営業者にあると考えます。
- 4 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること

旅館業の種別

旅館業は主に次の2種類に区分され、許可条件は種類ごとに定められています。

- ◆ 旅館・ホテル営業 : 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で簡易宿所営業以外のものをいいます。
- ◆ 簡易宿所営業 : 宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいいます。いわゆるカプセルホテルやユースホステル、山小屋などがこれにあたります。

(参考)

旅館業法では、ビジネスホテル、シティホテル、ラブホテル、ペンション、モーテルなどの定義区分をしていません。

これらの施設も、上記のいずれかの営業に該当することになります。

I 申請・届出の手続き

I-1 開業までの手続き(新規申請)

旅館業を営む場合は、旅館業法に基づく許可が必要です。〔法3-1〕

事前相談

旅館業法では、旅館業は、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に分別され、それぞれ構造設備、衛生に必要な措置等について基準が定められております。また、人的要件や設置場所についても規制があります。

また、荒川区では、旅館業法に基づく営業許可申請の前に、条例に基づく標識設置や計画の説明会の開催等を規定しています。

その他建築基準法令、消防法令等にも適合していなければなりません。関連機関(7ページ参照)にも併せて事前にご相談ください。

事前相談では、平面図等により旅館業の計画（各客室の定員数や運用形態等）について確認し、構造設備や衛生に必要な措置等が旅館業法等に適合しているか確認します。

それらの事項が、旅館業許可の取得にあたり問題の無いことを保健所が確認できた時点で、「旅館業営業許可申請に係る事前手続き」に進みます。

○ 人的要件

申請者が、次のいずれかの項目に該当するときは、不許可となることがあります。

〔法3-2〕

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (4) 旅館業法の許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2項第6号に規定する暴力団員又は同号で規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (6) 営業に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人の役員である場合においては、その役員を含む。）が(1)～(5)のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)～(5)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 設置場所

許可申請施設（新設、名義変更、1/2以上の構造変更）の設置場所が、学校、幼稚園、保育園、児童遊園、図書館、児童館などの施設の敷地から、おおむね100メートルの区域内にある場合は、旅館業施設の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から当該施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、不許可となる場合もあります。〔法3-3, 3-4〕

【関連法規等及び関連部署との調整】

- 建 築**
- ・ 住居専用地域、文教地区では、旅館業としての建物を建築したり、旅館業への用途変更や増改築することを禁止しています。
 - ・ 旅館業の施設は、建築基準法令に適合していなければなりません。新築の場合は、建築基準法に基づく建築確認を受け、施設完成後は、完了検査を受け同法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の交付を受けてください。また、既存物件の用途変更により許可を取得する場合は、建築基準法に基づく建築確認を受けてください。
 - ・ 建築確認申請が不要となる小規模の施設においても「荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱」に基づき、都市計画課への届出が必要となります。
 - ・ 中高層建築物を建築しようとするときは、近隣住民との紛争を避けるため建築計画の掲示の義務があります。
- 消 防**
- ・ 旅館業の施設は、消防法令に適合していなければなりません。消防署の検査を受け、消防用設備等が完備している事の確認を受けてください。
- 警 察**
- ・ （通称）ラブホテルには、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、構造設備や設置場所に規制（学校、図書館、児童福祉施設等から、200メートル以内の新設は禁止）がありますので、所管の警察署にご相談ください。

《旅館業営業許可申請に係る事前手続き》

申請予定者は、近隣住民に対し、旅館業に係る計画の周知を図るため、標識の設置や説明会の開催を行わなければなりません。〔条例 1 の 2、1 の 3〕

なお、以下の手続きは、新規、名義変更のどちらの場合でも行わなければなりません。手続きは、以下の順番で行ってください。標識設置は事前相談終了後となります。

標 識 設 置

- ・ 標識の様式

「旅館業営業計画のお知らせ」（別記第 12 号様式：p26）に基づき設置してください。
（細則 7 の 2-3、5）

- ・ 設置期間

標識は許可申請をしようとする日の少なくとも 30 日前に設置し、許可を受ける日まで撤去しないで下さい。（細則 7 の 2-3-6）

- ・ 設置場所

標識は旅館業を営もうとする施設の敷地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね 1 m となるよう設置して下さい。（細則 7 の 2-3-4）

標 識 設 置 届 提 出

標識を設置した日から起算して 7 日以内に「標識設置届」（別記第 13 号様式：p27～28）を提出して下さい。

標識の記載内容に変更が生じた場合は再度「標識設置届」を提出して下さい。（細則 7 の 2-3-8, 9）

説 明 会 開 催

説明会を開催しようとするときは、説明会を開催する少なくとも 7 日前までに、標識以外に【近隣住民】※に対して文書の配付等で説明会の日時や場所を周知しなければなりません。

（細則 7 の 3-1）

説明は近隣住民の集まりやすい場所で、随時開催して下さい。

区の施設（ひろば館やふれあい館）を使用する場合は、予めご相談下さい。保健所から施設予約の担当部署（区役所 3 階区民課荒川地域事務係）をご案内します。

※【近隣住民】とは以下の方になります。（細則 7 の 2-2）

- ・ 旅館業を営もうとしている施設と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する方又は事業を営む方
- ・ 敷地境界線からの水平距離が 20m 以内の敷地内の建物に居住する方又は事業を営む方
- ・ （敷地の出入口が幅員 10m 未満の道路に接している場合）
宿泊者が主に通行する道路で施設から幅員 10m 以上の道路までに通行する道路に接する敷地内の建物に居住する方又は事業を営む方

説明会で説明しなければならない事項は以下の5項目です。(細則7の3-2)

- (1) 申請予定者の氏名又は名称
- (2) 営業の種別
- (3) 旅館業を営もうとする施設の面積、客室の数、宿泊定員、構造及び用途
- (4) 旅館業を開始しようとする日
- (5) 施設の管理及び運営の方法

報告書提出

説明会終了後は、速やかに所定の説明会報告書(別記第14号様式:P29)に以下の添付書類を添えて、速やかに保健所に提出して下さい。(細則7の3-3)

- (1) 近隣住民の範囲を示した書類等
- (2) 説明会の出席者名簿
- (3) 説明会の議事録
- (4) 説明会で使用した資料等
- (5) 説明会の周知に使用した文書等

協議完了による結果報告書提出

荒川区旅館業の許可に関する指導基準に基づき、必要書類を添付の上、所定の協議結果報告書(別記様式:P25)による報告が必要です。

許可申請へ

関係住民から営業反対、苦情、その他種々の問題が生じた場合は、誠意を持って解決した後に申請をしてください。

なお、旅館業の施設の設置場所が以下のいずれかに該当する場合は、近隣住民の同意を得て、当該施設の運営に関する同意書又は協定書等の締結をしなければなりません。

- (1) 施設の入口に面する道路の幅員が10m未満の場合
- (2) 既存の建物の用途を変更して旅館業の施設とする場合
- (3) 近隣住民から強い要望があった場合

町会長の連絡先について

説明会の開催や協定書の締結について町会長に連絡する場合は、区役所3階区民課庶務係で連絡先をお伝えしています。必ず保健所に事前相談済みである旨と施設の所在地、保健所の担当者名を伝えて下さい。

要件をお伝えいただけない場合は、連絡先をお伝えできませんので、ご注意ください。

申請書の提出と必要書類

申請には、下記の書類が必要です。申請日は標識設置日より 30 日を経過した後に申請書を提出することが出来ます。(※印の用紙は、保健所にあります)

- ① 旅館業営業許可申請書 ※
- ② 構造設備の概要 ※
- ③ 営業者の申告書 (法人の場合は、法人及び取締役以上全員 (明確に業務を行わない取締役については確認できる書類の添付により省略可)) ※
- ④ 指導要綱に関する営業者の誓約書 ※
- ⑤ 申請地を中心とした半径 300 メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図
- ⑥ 建物の配置図、各階平面図、正面図及び側面図
- ⑦ 換気設備、照明設備及び給排水設備の系統図
- ⑧ 客室等のガス設備を設ける場合は、その配管図
- ⑨ 法人の場合は、原本証明記載のある定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 (発行から 6 カ月以内のもの)
- ⑩ 委任状 (営業許可を申請する方が営業者本人でない場合に必要です)
- ⑪ 申請手数料

注意：すべての申請書類は、正副 2 部提出してください。

記入内容に関しては、担当職員より確認の上、実施してください。

関係機関への照会通知

- ① 消防署長に、申請があったことを通知します。
- ② 申請地が、学校・児童福祉施設・社会教育施設等 (法第 3 条第 3 項施設) の敷地から、おおむね 100 メートルの区域内にあるか現地調査を行ないます。調査の結果、照会該当施設がある場合は、その施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

施設検査

- ① 中間検査
新築の場合、部屋の区画等が出来上がり、客室等の床面積が測定できる段階で中間検査を行います。既存建物の転用等の場合も同様ですが、工事等を行わない場合は申請後すぐに中間検査を行います。
 - ② 完成検査
施設が完成し、営業の準備が整った時点で申請者からの連絡を受けて検査を行います。構造設備等が許可基準に適合していることを確認します。
- ※旅館業の営業許可にあたって、関係法令 (建築関係法令、消防法令等) への適合が必要になります。最終検査日を目安として手続きを終えるようにして下さい。また、確認済証 (用途変更の場合) や検査済証 (新築の場合) の提示を求めることがありますのでご準備下さい。

許 可

書類審査及び検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可書を交付しますので、印鑑（法人の場合は、代表者印）を持参し、受領願います。許可書の再交付はできませんので、大切に保管して下さい。

許可日をもって当該標識を撤去することが出来ます。

開 業

許可を受ける前に営業行為を行うことは出来ません。

I-2 その他の許可等申請（名義変更、増改築等、法人合併・分割、相続）

名 義 変 更

営 業 種 別 の 変 更

同一施設で営業者（個人⇔法人含む）又は営業種別が変わる場合は、新規の許可手続きが必要となります。I-1の開業までの手続きと、同様の手続きです。

なお、廃止手続きは許可を受けた営業者が行って下さい。

大 規 模 変 更

おおむね50%以上の改築及びおおむね100%以上の増築は、新規の許可手続きが必要となります。I-1の開業までの手続きと同様の手続きです。構造設備を変更する場合は、事前に保健所に相談ください。

法 人 の 合 併 ・ 分 割

法人の合併又は分割にあたるかは具体的な法律の手続きについて確認の上、ご相談いただく必要があります。手続きに進む前に予めご相談下さい。

法人が合併又は分割し、事業を承継する場合は、合併又は分割の登記前に旅館業営業承継承認申請書を提出し、承認を受けてください。

申請時期は、合併又は分割契約の締結後、合併又は分割を承認する総会の承認後です。申請には、下記の書類等が必要となりますので、あらかじめ保健所にご相談ください。

- ① 旅館業営業承継承認申請書（合併用、分割用）
- ② 定款又は寄附行為の写し（申請書に添付）
- ③ 申告書（事業を承継する法人の役員）
- ④ 登記事項証明書【履歴事項全部証明書】（合併又は分割登記後に提出）
- ⑤ 手数料

相 続

個人営業で営業者が死亡した場合、相続人が引き続き営業を営もうとするときは、被相続人の死亡後、60日以内に旅館業営業承継承認申請書を提出し、承認を受けてください。

この場合、営業は継続可能です。なお、60日を超えると、名義変更の申請（新規の許可手続き）となります。

申請には、下記の書類等が必要です。

- ① 旅館業営業承継承認申請書（相続用）
- ② 被相続人（死亡した方）と相続人全員との相続関係が確認できる書類（戸籍の全部事項証明書など）
- ③ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書
- ④ 手数料

I-3 その他の手続き(変更届、廃止・停止届)

届出すべき事項	届出書類等
施設名称等の変更	① 変更届 <input checked="" type="checkbox"/>
法人の代表者変更	① 変更届 <input checked="" type="checkbox"/> ② 法人の登記事項証明書【履歴事項全部証明書】 ③ 申告書 <input checked="" type="checkbox"/>
法人の名称、事務所所在地変更	① 変更届 <input checked="" type="checkbox"/> ② 法人の登記事項証明書【履歴事項全部証明書】
構造設備の変更 (50%未満の変更)	① 変更届 <input checked="" type="checkbox"/> ② 変更内容の仕様書 ③ 変更内容の図面 ☆施設の拡張を行う場合は、予め建築指導課、都市計画課、所管の消防署に図面を持参して事前相談して下さい。
廃止・停止	① 廃止(停止)届 <input checked="" type="checkbox"/>

以上の申請・届出には、印鑑が必要です。(法人の場合は、代表者印です。)

印の用紙は、保健所にあります。

Ⅱ 関連機関 問い合わせ先

項 目	所 管 官 庁	電 話	所 在 地
建築確認等について	建築指導課 (北庁舎3階)	3802-3111	荒川区荒川2-11-1
中高層建築物の 標識設置・建築紛争 予防について	防災街づくり推進課 (北庁舎2階)		
旅館業の許可に係 る建物の安全に関す る指導要綱及び、 景観・市街地整備指 導要綱に基づく手続 きについて	都市計画課 (北庁舎3階)		
緑化計画書の提出 について	道路公園課 (北庁舎2階)		
屋外広告・道路占用	施設管理課 (北庁舎2階)		
消防設備の設置、 維持並びに検査に ついて	荒川消防署 (南千住、荒川、日暮里)	3806-0119	荒川区荒川2-1-13
	尾久消防署 (町屋、尾久)	3800-0119	荒川区東尾久8-44-4
風俗営業の規制等 について	荒川警察署 南千住警察署 尾久警察署	3801-0110 3805-0110 3810-0110	荒川区荒川3-1-2 荒川区南千住6-45-43 荒川区西尾久3-8-5

Ⅲ 構造設備基準

(1) 旅館・ホテル営業

☆【すべての施設に適用される基準】

項 目	基 準 (指導事項含む)	根 拠
客 室	<p>○1客室の床面積は7㎡以上であること。 (寝台を置く場合にあつては9㎡以上であること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。 ・1客室の床面積には宿泊者が通常立ち入らない部分である押入、床の間等は含まれない。また、その床面積は、内法によって測定する。 <p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。</p>	<p>令 1-1-1</p> <p>条 8-1-4-ア 細 13-1 指導</p> <p>条 8-1-4 イ</p>
客 室 の 最 高 宿 泊 定 員	<p>○1客室の有効面積3㎡について1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1客室の有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定する。 ・各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。 	<p>条 4-1-6 ア 細 9</p> <p>指導</p>
寝 具	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>○寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。</p>	<p>条 8-1-5</p> <p>条 8-1-6</p>
玄 関 帳 場	<p>○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として適合するものを有すること。</p> <p>○当該者の確認を適切に行うための設備は以下のいずれにも該当することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 <p>○宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として適合するものを有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関帳場（フロント）は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と宿泊しようとする者が必ず面接できる構造とすること。営業者と全く応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認めないこと。 ・次のすべての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていない場合には、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時に対応できる体制については、宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。 2 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 3 鍵の受け渡しを適切に行うこと。 	<p>令 1-1-2</p> <p>規 4 の 3</p> <p>条 8-1-1</p> <p>指導</p> <p>指導</p>

項 目	基 準（指導事項含む）	根 拠
換 採 照 防 排 気 光 明 湿 水	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。</p> <p>ア 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。</p> <p>イ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする。</p>	<p>令 1-1-3 条 4-1-2</p>
浴 室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</p> <p>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</p>	<p>令 1-1-4 条 8-1-7 ア</p>
洗 面 設 備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>○共同洗面所を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を設置すること。</p>	<p>令 1-1-5 条 8-1-10 細 15</p>
便 所	<p>○適当な数の便所を有すること。</p> <p>○便所は、次の基準によること。</p> <p>ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。</p> <p>イ 便所を付設していない客室を有する階には共同便所を設けること。</p> <p>ウ 共同便所は、男子用と女子用を区分すること。</p> <p>エ 共同便所には、宿泊定員に応じた適当な数の便器を設置すること。この場合において、男子用便所と女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。</p>	<p>令 1-1-6 条 8-1-9 細 14</p>
そ の 他	<p>○当該施設の設置場所が学校、幼稚園、保育園、児童遊園、図書館、児童館などの施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p>	<p>令 1-1-7</p>

☆【設ける場合に適用される基準】

項 目	基 準（指導事項含む）	根 拠
客 室 の ガ ス 設 備	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。</p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p>	条 8-1-8
浴 室 (ろ過器を用いて浴槽水を循環させる場合)	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(7) ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。 ・集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。 <p>(4) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。 <p>(5) 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>(6) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。 <p>(7) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。 <p>(8) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p>	<p>条 8-1-7 イ</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p>
ロ ビ ー 及 び 食 堂	<p>○ロビー及び食堂を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さとする。</p>	条 8-1-2
調 理 場	<p>○調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。</p> <p>イ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</p> <p>ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防鼠設備を設けること。</p> <p>エ 十分な能力の換気設備を有すること。</p>	条 8-1-3

(2) 簡易宿所営業

☆【すべての施設に適用される基準】

項 目	基 準 (指導事項含む)	根 拠																			
客 室 及 び 客 室 の 最 高 宿 泊 定 員	<p>○1 客室の構造部分の合計床面積は、3㎡以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。 ・1 客室の床面積には宿泊者が通常立ち入らない部分である押入、床の間等は含まれない。また、その床面積は、内法によって測定する。 <p>○客室の構造部分の延床面積は、33㎡以上（宿泊者の数が10人未満の場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上）であること。</p>	<p>条 9-1-2 細 13-1</p> <p>指導</p> <p>令 1-2-1 条 9-1-3</p>																			
	<table border="1" data-bbox="344 600 1225 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 600 785 645">収容定員 (人)</th> <th data-bbox="785 600 1225 645">客室の最低合計延床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 645 785 689">2</td> <td data-bbox="785 645 1225 689">6.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 689 785 734">3</td> <td data-bbox="785 689 1225 734">9.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 734 785 779">4</td> <td data-bbox="785 734 1225 779">13.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 779 785 824">5</td> <td data-bbox="785 779 1225 824">16.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 824 785 869">6</td> <td data-bbox="785 824 1225 869">19.8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 869 785 913">7</td> <td data-bbox="785 869 1225 913">23.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 913 785 958">8</td> <td data-bbox="785 913 1225 958">26.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 958 785 1003">9</td> <td data-bbox="785 958 1225 1003">29.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1003 785 1043">10以上</td> <td data-bbox="785 1003 1225 1043">33.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・客室の構造部分の合計延べ床面積は、各客室の構造部分の合計床面積を合計した面積とする。</p> <p>○多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。</p> <p>○客室には、1 客室の有効部分の面積 1.5㎡について1名を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定する。 <p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。</p> <p>○階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。</p> <p>○階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。</p>	収容定員 (人)	客室の最低合計延床面積 (㎡)	2	6.6	3	9.9	4	13.2	5	16.5	6	19.8	7	23.1	8	26.4	9	29.7	10以上	33.0
収容定員 (人)	客室の最低合計延床面積 (㎡)																				
2	6.6																				
3	9.9																				
4	13.2																				
5	16.5																				
6	19.8																				
7	23.1																				
8	26.4																				
9	29.7																				
10以上	33.0																				
寝 具	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>○寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。</p>	<p>条 9-3</p> <p>条 9-3</p>																			

項 目	基 準（指導事項含む）	根 拠
玄 関 帳 場	<p>○宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として適合するものを有すること。</p> <p>○当該者の確認を適切に行うための設備は以下のいずれにも該当することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関帳場（フロント）は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と宿泊しようとする者が必ず面接できる構造とすること。営業者と全く応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認めないこと。 ・次のすべての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていない場合には、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時に対応できる体制については、宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。 2 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 3 鍵の受け渡しを適切に行うこと。 	<p>条 9-3</p> <p>規 4 の 3</p> <p>指導</p> <p>指導</p>
履 物 保 管 設 備	<p>○宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。</p>	<p>条 9-1-1</p>
換 採 照 防 排 気 光 明 湿 水	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。 イ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする。 	<p>令 1-2-3</p> <p>条 4-1-2</p>
浴 室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</p> <p>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</p>	<p>令 1-2-4</p> <p>条 9-3</p>
洗 面 設 備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>○共同洗面所を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を設置すること。</p>	<p>令 1-2-5</p> <p>条 9-3</p> <p>細 15</p>

便 所	<p>○適当な数の便所を有すること。</p> <p>○便所は、次の基準によること。</p> <p>ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。</p> <p>イ 便所を付設していない客室を有する階には共同便所を設けること。</p> <p>ウ 共同便所は、男子用と女子用を区分すること。</p> <p>エ 共同便所には、宿泊定員応じた適当な数の便器を設置すること。この場合において、男子用便所と女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。</p>	<p>令 1-2-6 条 9-3 細 14</p>
-----	--	-------------------------------------

☆【設ける場合に適用される基準】

項 目	基 準（指導事項含む）	根 拠
客 室 の ガ ス 設 備	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。</p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p>	条 9-3
浴 室 (ろ過器を用いて浴槽水を循環させる場合)	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(7) ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。 ・集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。 <p>(4) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。 <p>(7) 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。 <p>(カ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。 <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p>	<p>条 9-3</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p>
調 理 場	<p>○調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。</p> <p>イ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</p> <p>ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。</p> <p>エ 十分な能力の換気設備を有すること。</p>	条 9-2

項 目	基 準 (指導事項含む)	根 拠
寝具類の清潔	<p>寝具類については、次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。 ・シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。 ・布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。 	条 4-1-5
ガス使用の場合の措置	<p>客室にガス設備を設ける場合は、次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。 ・元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。 	条 4-1-7
飲料水等の衛生確保	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室及び洗面所への清浄な湯水の供給、その他の飲料水等の衛生確保については、関係法令及び要綱等によること。 ・井戸水を飲用等に使用する施設は、消毒装置を設置するなど衛生確保に努めるとともに、水道法に基づく省略不可項目の水質検査について1年に1回以上行うことが望ましい。 	指導 指導
浴室の衛生管理	<p>浴室については、次の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。 ・浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。 ・共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。 	条 4-1-8 7、イ、ウ
温泉を貯留する貯湯槽の管理	<p>温泉法に規定する温泉を貯留する貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上定期的に清掃及び消毒を行うこと。 ・貯湯槽内部の湯を摂氏 60℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 <p>貯湯槽の清掃及び消毒の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉以外の原湯等を貯留する貯湯槽については、上記に準じた管理を行うこと。 	条 4-1-8 エ 条 4-1-8 エ(7) 細 10-1 条 4-1-8 エ(イ) 細 10-2 条 4-1-8 カ 指導

項 目	基 準（指導事項含む）	根 拠
ろ 過 器 等 を 使用して浴槽 水を循環させ る 時 の 措 置	<p>ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は1週間に1回以上定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。 ・浴槽水を循環させる為の配管は、1週間に1回以上定期的に内部の消毒を行うこと。 ・集毛器は、毎日、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。 ・浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4 mg 以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 ・浴槽水については、レジオネラ属菌について、1年に1回以上定期的に水質検査を行い、検出されないことを確認する。 <p>上記のろ過器等及び浴槽水に関する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保管すること。</p>	<p>条 4-1-8 条 4-1-8 オ(7) 細 11-1 条 4-1-8 オ(イ) 細 11-2 条 4-1-8 オ(ウ) 細 11-3 条 4-1-8 オ(エ) 条 4-1-8 オ(オ) 細 11-4 条 4-1-8 カ</p>
洗 面 所	洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。	条 4-1-9
便 所	便所に備えつける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。	条 4-1-11
換 気	<p>旅館業の施設については、次の換気措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 ・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。 	条 4-1-1
防 湿	<p>旅館業の施設については、次の防湿措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。 ・客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。 	条 4-1-3
風 紀 保 持	<p>営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。 ・善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。 	令 3

V 宿泊者名簿

営業者は、下記の事項を記載した宿泊者名簿を旅館業の施設又は営業者の事務所に備え、3年間程度保存すること。また、当該職員（環境衛生監視員）の要求があったときは、これを提出しなければならない。

宿泊者は、営業者から請求があったときは、下記の事項を告げなければならない。

- ①氏名 ②住所 ③職業 [法6-1]
 ④性別 ⑤年齢 ⑥前泊地 ⑦行先地 ⑧到着日時 ⑨出発日時 ⑩室名 [規4の2-2][細7]
 (国内に住所を有しない外国人の場合*) ⑪国籍 ⑫パスポート番号 [規4の2-1]
 *パスポートの呈示を求めるとともに、パスポートの写しを保存すること[指導]

宿 泊 者 名 簿 (例)

フリガナ					
お名前 Name					男M 女F
ご住所 Address	〒		Tel		
ご職業 Occupation			年齢 Age		
前泊地 Stayed Last Night			行先地 Destination		
国籍 Nationality			旅券番号 Passport No		
ご到着	年	月	日	時	分
ご出発	年	月	日	時	分
				室名	号室

構造設備基準の根拠欄及び本文中[]内は、根拠法令等を示す。

凡例

[法5-1-1] 旅館業法第5条第1項第1号

[条8-3-1] 荒川区旅館業法施行条例第8条第3項第1号

法： 旅館業法

令： 旅館業法施行令

規： 旅館業法施行規則

条： 荒川区旅館業法施行条例

細： 荒川区旅館業法施行細則

指導： 厚生労働省衛生管理要領、東京都旅館業法施行条例運用通知等より

平成22年11月作成
 平成27年10月改訂
 平成28年4月改訂
 平成29年4月改訂
 平成30年1月改訂
 平成30年8月改訂
 平成31年2月改訂

荒川区旅館業の許可に関する指導要綱

昭和58年3月24日制定

(58荒保衛発第32号)

平成27年4月1日一部改正

平成30年8月15日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、荒川区における清純な生活環境と旅館業における安全安心を確保するため、区内で旅館業を経営しようとする者（以下「営業者」という。）に対して必要な指導を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅館業」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項で規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。

(旅館業の施設の設置場所)

第3条 区長は、営業者から旅館業の計画の申出を受けたときは、その施設の設置場所について区の定める基準に従うよう指導するものとする。

(近隣住民の同意等)

第4条 区長は、次のいずれかに該当するときは、近隣住民（荒川区旅館業法施行条例（平成24年荒川区条例第4号）第1条の2第1項に規定する近隣住民をいう。以下同じ。）に旅館業に係る計画に関する同意を得て、当該同意について記載した、当該計画に関する同意書等の提出を受け、又は当該計画に関する協定書による協定等を締結するよう指導するものとする。

- (1) 営業者が旅館業を営もうとする施設の出入口に最も近い当該施設の敷地の出入口に接する道路が幅員10メートル未満の道路である場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、営業者が既存の建物の用途を変更して、旅館業を営もうとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、旅館業を営もうとする施設の存する地域において旅館業を営まないよう求める近隣住民からの要望書等が提出されている場合

(営業者の遵守事項)

第5条 区長は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第1条に基づく申請書を提出する際には、営業者が荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱（平成27年3月30日26荒防都第1710号）を遵守するよう指導するものとする。

2 区長は、許可するに当たり、営業者が区の定める基準を遵守するよう指導するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、指導基準で定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に当たり、現に旅館業の許可を受けて営業している施設の相続及び継承については、第3条の規定を適用しない。

荒川区旅館業の許可に関する指導基準

昭和58年3月24日制定

(58荒保衛発第32号)

平成5年2月18日一部改正

平成9年1月31日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成30年8月15日一部改正

第1 この基準は、荒川区旅館業の許可に関する指導要綱（昭和58年3月24日制定58荒保衛発第32号。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2 要綱第3条に規定する基準は、旅館業の施設の設置により地域の生活環境が著しく害されるおそれがある区域外であることとする。

2 区長は、旅館業の施設の設置場所が旅館業の施設の設置により地域の生活環境が著しく害されるおそれがある区域内であるときは、営業者に対し営業を翻意するよう同意を求めるものとする。

第3 要綱第5条第2項の規定による営業者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱（平成27年3月30日制定26荒防都第1710号）第4条の規定に基づき実施した協議の結果を、別記様式により区長に報告すること。
- (3) 営業反対、苦情、その他種々の問題が生じた場合は、誠意をもって解決すること。
- (4) 施設の外形、色彩、看板、ネオン等は、地域の清純な生活環境を損ないものとする。

付 則

この指導基準は、昭和58年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

荒川区長 殿

住所

氏名

印

電話

(法人にあつてはその名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名)

協 議 結 果 報 告 書

荒川区旅館業の許可に関する指導基準第3第2号の規定により、荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱（平成27年3月30日制定26荒防都第1710号）第4条の規定に基づく協議の結果を下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地 荒川区

3 協議の内容

4 協議の結果

5 そ の 他

← 90 cm 以上 →				
旅館業営業計画のお知らせ				
施設の名称				
敷地の地名地番 (住居表示番号)				
計 画 の 概 要	営業の種別		敷地面積	m ²
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	使用部分			
	構造		基礎工法	
	階数	地上階/地下階	高さ	m
着工予定		年 月 日	完了予定	年 月 日
申請予定者	住所 氏名			
標識設置年月日				
説明会 の開催	年月日 時間 場所			
備考				
○ この標識は荒川区旅館業法施行条例第 1 条の 2 第 1 項の規定により設置した ものです。 ○ 上記営業計画についての説明の申出は、下記へご連絡下さい。 (連絡先) (担当者) (電話)				

年 月 日

荒川区保健所長 殿

住所

氏名

印

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

標識設置届

下記事業に係る標識を、 年 月 日に 設置・変更 したので、荒川区旅館業法施行条例 第1条の2第1項・第1条の2第2項の規定により届け出ます。

記

施 設 の 名 称				
連 絡 先		住所 事務所名 担当者 電話 ()		
施 設 の 場 所		(地名地番) (住居表示)		
計 画 の 概 要	営 業 の 種 別			
	構 造		階数	地上 階/地下 階
	基 礎 工 法		高さ	m
		計画に係る部分	計画以外の部分	合計
	敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
着 工 予 定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
説 明 会 開 催	日 時 場 所			

標識設置位置図（標識の設置場所を明記すること。）

標識設置状況（設置場所毎に遠影及び近影の写真を貼り付けること。）

平成 年 月 日

荒川区保健所長 殿

住 所

氏 名 印

電 話 ()

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

説明会報告書

荒川区旅館業法施行条例第 1 条の 3 の規定に基づく説明会を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施 設 の 所 在 地
- 3 説 明 会 開 催 日 時
- 4 説 明 会 開 催 場 所
- 5 説 明 者

添付書類

- (1) 近隣住民の範囲を示した書類その他近隣住民を確認することができる
区長が認める書類
- (2) 説明会の出席者の名簿
- (3) 説明会の議事録
- (4) 説明会で使用した資料等
- (5) 説明会の周知に使用した文書等

「宿泊施設」運営・管理に関する地域住民との協定書（案）

荒川区〇〇町〇〇－〇〇－〇〇における宿泊施設「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」（以下「本件物件」）の営業に関し、地域住民の会（以下「甲」という）と営業者 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、運営・管理に関して下記のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、乙が運営する本件物件における事業について、生活環境の保全並びに地域住民の安心・安全を確保し、地域住民一同が安全かつ平穏な生活が送れるように、必要な事項について定める。

（営業者の責務）

第2条 乙が運営を行う本件物件の営業において、周辺住民との間で問題が生じた場合には、乙が責任を持って速やかに解決するよう努めることとする。

（営業者及び連絡先の通知）

第3条 乙は、あらかじめ、緊急時に必ず連絡が付き連絡先を甲に通知する。

（宿泊施設の運営について）

第4条 本件物件の管理体制について、以下の事項を遵守することとする。

- （1）施設には、営業時間中は営業従事者が常駐する。
- （2）宿泊客等の大声や騒音について、予約時に注意喚起を行うとともに、チェックイン時においても口頭で注意喚起を行う。
- （3）騒音対策マニュアル（多国語）を館内に掲示し、注意喚起の徹底を図る。
- （4）ゴミ等の保管場所を館内に完備し、合理的な範囲で設定する。
- （5）本件物件から出るゴミ等は、責任を持って処理する。
- （6）喫煙者を宿泊させるときは、施設内に喫煙場所を設置し、寝室等での喫煙がないよう注意喚起する。

（利用者による迷惑行為の防止）

第5条 乙は、宿泊者に対し、利用開始前に、次に掲げる周辺住民に対する迷惑行為を行わないように周知しなければならない。

- （1）本件物件内及び本件物件近辺における大声や騒音
- （2）たばこのポイ捨てやごみの不適切な処理

(本協定の継承について)

第6条 本協定を締結した際には、協定書に甲及び乙が署名捺印したものを3通作成し、各々各1通保管するとともに本協定書の1通を荒川区に提出する。また、本協定の継承について、甲及び乙は、以下の事項を遵守することとする。

- (1) 本協定は、甲及び乙の継承人においても効力があるものとし、継承時には、その旨を書面にて通知、継承させる。
- (2) 乙の継承人が本協定に違反し、または、明らかに違反する恐れがある場合、もしくは違反等についての改善の申し入れあった場合は、甲及び乙が誠実に協議のうえ、解決を図るものとする。
- (3) 本物件が、宿泊施設とは異なる用途に変わった場合、本協定書は効力を失う。

(その他)

第7条 本協定に定めていない事項又は疑義が発生した場合には、甲及び乙が協議のうえ、誠意を持って解決に努めるものとする。

平成 年 月 日

甲：住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

連 絡 先 _____

乙：住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

連 絡 先 _____

保健所案内図

所在地 〒116-8502 荒川区荒川2-11-1(荒川区北庁舎1階)



[交通機関]

JR 常磐線	三河島駅下車徒歩 12 分
東京メトロ日比谷線	三ノ輪駅下車徒歩 15 分
東京メトロ千代田線	町屋駅下車徒歩 12 分
都電荒川線	荒川二丁目電停下車徒歩 3 分

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係
TEL 03-3802-3111 (代) 内線426
FAX 03-3806-2976